

警備業者と建設業者との取引実態調査結果

取引実態調査の趣旨

警備業における適正取引推進の取組

(一社)全国警備業協会では、適正取引推進等に取り組んでいるところ、取引上の改題解決に向けた取組の一環として、警備業者との取引が多い業種の一つである建設業者との取引実態について調査を行うもの。



把握した問題点 (建設業者と取引のある警備業者の声)

- 代金の支払遅延
- 突然の発注や変更
- 代金の減額
- 契約外業務



本調査によって明らかにする事項

- 警備業者と建設業者との取引において、問題となり得る行為の状況
- 警備業者の価格交渉力を把握する観点から、警備料金の決定方法等

取引実態調査の概要

調査対象等

- 調査対象及び回収率
 - ・ 交通誘導警備業務を営む警備業者 500業者 (回答数408 (回収率81.6%))
 - ・ 警備業者と取引のある建設業者 500業者 (回答数216 (回収率43.2%))
- ※ 取引先のうち、取引額上位3社との取引について調査
- 調査方法は書面による調査

主な調査事項

- 独禁法違反に該当しうる取引の状況
書面不交付、支払遅延、減額、取引対価の一方的決定、不当な給付内容の変更等の有無
- 契約相手の選定方法
- 警備料金の決定方法
 - ・ 契約交渉の相手方
 - ・ 見積書の活用状況 (活用の有無、積算根拠)
 - ・ 契約書の記載事項 (警備業務を行う期間、日、時間帯、業務内容、契約外業務に関する事項、警備計画の確定時期、契約変更に関する事項、支払時期及び延滞金等)
 - ・ 見直し協議の状況

取引実態調査結果の概要①

取引において問題となり得る行為の状況

- 行為類型別で最多は、不当な給付内容の変更。
- 内容は、発注がキャンセルされたが、人材確保等に要した費用が支払われなかったなどとするもの。

問題となり得る行為の類型	警備業者の回答		建設業者の回答	
書面の交付	取引条件が記載された書面を交付されなかったことがある。	8.8%	取引条件を記載した書面を交付していない。	12.1%
購入・利用の要請	事業遂行上必要のないサービス又は商品の購入・利用の要請を受けたことがある。	2.5%	事業遂行上必要のないサービス又は商品の購入・利用を要請したことがある。	0.4%
不当な経済上の利益の提供要請	協賛金の負担、契約外業務の無償提供、マニュアル等の無償提供の要請を受けたことがある。	6.9%	協賛金の負担、契約外業務の無償提供、マニュアル等の無償提供を要請したことがある。	5.0%
支払遅延	相手方の都合により、警備業務の対価が契約で定めた支払期日までに支払われなかったことがある。	2.6%	自社の都合により、警備業務の対価を契約で定めた支払期日までに支払わなかったことがある。	0%
代金の減額	相手方の都合により、発注時に定めた対価を事後に減額されたことがある。	7.1%	自社の都合により、あらかじめ定めていた代金を事後的に減額したことがある。	2.7%
取引の対価の一方的決定	採算のとれないような価格での取引を要請されたことがある。	3.5%	契約交渉の際に、警備業者から見積書を提出させていない。	0.2%
不当な給付内容の変更	相手方の都合で発注がキャンセルされたが、人員等の手配に要した費用が支払われなかったことがある。	13.6%	追加の業務や数量変更、期間の延長、自社都合の発注のキャンセルが生じた場合、追加変更等の契約を行っていない。	21.6%
	急遽警備員数を減らすよう指示を受けたが、人員等の手配に要した費用が支払われなかったことがある。	10.1%		

取引実態調査結果の概要②

警備料金の決定方法

- 警備業者は、約4割の取引先との間において、現場監督と契約交渉をしている。
- 警備業者は、9割以上の取引先に見積書を提出して契約している。

契約事項	警備業者の回答	建設業者の回答
契約相手の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相手の依頼に応じた (67.8%) ○ 自社で主体的に選定 (32.1%) 	—
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従来取引先の中から (55.0%) ○ 取引先等からの紹介 (18.7%) ○ 営業部門の社員が契約条件の優れた業者を選定 (22.7%) <p>※「自社で主体的に選定」と回答した警備業者の回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従来取引先の中から (93.6%) ○ 取引先等からの紹介 (3.7%) ○ 公募して応募者の中から選定 (0%)
契約交渉の相手方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現場監督 (40.4%) ○ 役員級 (37.5%) ○ 営業担当者 (31.8%) ○ 現場作業員 (0.4%) 	—
見積書の提出の有無 (積算根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見積書を提出している (96.1%) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見積書を提出させている (96.3%)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共工事設計労務単価 (41.8%) ○ 相手方との過去の契約実績 (30.2%) ○ 同業他社の料金 (24.8%) 	—

取引実態調査結果の概要③

契約内容（警備業務の変更等に係る事項）

- 警備業者は、約6割の取引先との間において、警備業務を行う日を「発注者の指定する日」としている。
- 警備業者は、約6割の取引先との間において、警備計画の確定時期を「前日まで」又は「定めていない」としている（建設業者は、約6割の取引先との間）。

契約事項	警備業者の回答	建設業者の回答
契約期間中の突然の中止や変更があった際の支払い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定めている（79.0%） ○ 定めていない（19.3%） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定めている（52.2%） ○ 定めていない（41.7%）
契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開始から終了の年月日（74.8%） ○ 工事終了までの間（19.9%） ○ 期間を定めていない（1.5%） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開始から終了の年月日（68.5%） ○ 工事終了までの間（26.7%） ○ 期間を定めていない（2.9%）
警備業務を行う日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発注者の指定する日（62.9%） ○ 契約期間中の全ての日（15.5%） ○ 工事を行う日（13.8%） ○ 定めていない（6.2%） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事を行う日（58.3%） ○ 発注者の指定する日（16.9%） ○ 定めていない（11.5%） ○ 契約期間中の全ての日（5.6%）
警備計画（人員、配置等）の確定時期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前日まで（34.8%） ○ 定めていない（26.4%） ○ 1週間前まで（17.9%） ○ 2～3日前まで（10.3%） ○ 1か月前まで（5.2%） ○ 2～3週間前まで（3.5%） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定めていない（31.5%） ○ 前日まで（23.5%） ○ 1週間前まで（17.3%） ○ 2～3日前まで（13.4%） ○ 2～3週間前まで（8.6%） ○ 1か月前まで（3.9%）
契約の対象外となる業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定めていない（87.5%） ○ 定めている（10.9%） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定めていない（86.9%） ○ 定めている（8.4%）

取引実態調査結果を踏まえた今後の取組

- 契約内容のうち、特に、警備業務の変更に係る事項について、明確化されていない契約事項が見受けられた。
- 警備業者と建設業者との協働による取引上の課題解決に向けて、警備業者の見積書作成能力等の向上（見積書記載例の作成等）と、建設業者の協力の確保に向けた取組（見積書記載例の共有）が必要。
- （一社）全国警備業協会では、警備業者の価格交渉力の向上等を盛り込んだ自主行動計画に取り組むこととしており、警察庁は、これらの取組を支援していく。
- 今後、関係省庁（警察庁、国土交通省、公正取引委員会）で連携し、建設業の業界団体に対し、取引の適正化、契約の明確化を要請。
- 見積書記載例の活用に向けた周知と記載例の具体化に取り組む。